

# 千葉県報

号外  
令和5年1月3日

## 主要目次

- 疑似患者の発生
- 千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移動等の制限
- 千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移出の制限

## 告示

### 千葉県告示第一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次  
のとおり疑似患者の発生届出があった。  
令和五年一月三日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患者又は疑似患者の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患者	鶏	約一〇、〇〇〇	旭市神宮寺	令和五年一月三日

### 千葉県告示第二号

千葉県家畜伝染病予防規則（昭和三十七年千葉県規則第六十五号）第二条の規定により、次の区域及び期間について、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品の当該区域内での移動、当該区域内への移入及び当該区域外への移出を禁止する。ただし、知事の承認を受けたものである場合については、この限りでない。  
令和五年一月三日

千葉県知事 熊谷 俊人

区	域	期間
一 旭市の一部（泉川、井戸野、大塚原、川口（県道千潟停車場豊畑線の以西の区域を除く。））	一 旭市の一部（泉川、井戸野、大塚原、川口（県道千潟停車場豊畑線の以西の区域を除く。））、駒込、神宮寺、中谷里、二、仁玉及びハ）	当分の間

二 匝瑳市の一部（萩野、川向、東小笹、平木（県道平和共興線の以西の区域を除く。））及び吉崎）

### 千葉県告示第三号

千葉県家畜伝染病予防規則（昭和三十七年千葉県規則第六十五号）第二条の規定により、次の区域及び期間について、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品の当該区域外への移出を禁止する。ただし、知事の承認を受けたものである場合については、この限りでない。  
令和五年一月三日

千葉県知事 熊谷 俊人

区	域	期間
一 旭市の一部（足川、イ、江ヶ崎、鎌数、川口（県道千潟停車場豊畑線の以西の区域に限る。））	一 旭市の一部（足川、イ、江ヶ崎、鎌数、川口（県道千潟停車場豊畑線の以西の区域に限る。））、琴田、椎名内、新町、西足洗、野中、東足洗、ロ、秋田、飯岡、幾世、入野、岩井、岩崎、後草、大間手、鏑木、行内、清滝、倉橋（旭市道一〇二八号線の以北の区域及び同市道U一〇四一号線の以北の区域を除く。））	当分の間
二 匝瑳市の一部（飯倉、飯倉台、飯多香、飯塚、今泉、内山、内山新田、生尾、大浦、大寺、蕪里、栢田、川辺、高野、上谷中、高、椿、時曾根、富岡、長岡、長丘、中台、長谷、新堀、西小笹、城下、野手、登戸、春海、東谷、平木（県道平和共興線の以西の区域に限る。））	二 匝瑳市の一部（飯倉、飯倉台、飯多香、飯塚、今泉、内山、内山新田、生尾、大浦、大寺、蕪里、栢田、川辺、高野、上谷中、高、椿、時曾根、富岡、長岡、長丘、中台、長谷、新堀、西小笹、城下、野手、登戸、春海、東谷、平木（県道平和共興線の以西の区域に限る。））、堀川、堀ノ内、松山、みどり平、宮本、山桑、八日市場イ、八日市場ニ、八日市場ハ、八日市場ホ、八日市場ロ、横須賀、米持及び若潮町）	
三 香取市の一部（小川、桐谷及び志高）	三 香取市の一部（小川、桐谷及び志高）	
四 香取郡東庄町の一部（夏目）	四 香取郡東庄町の一部（夏目）	
五 山武郡横芝光町の一部（原方、宮川（山武郡横芝光町道G一四号線の以東の区域に限る。））及び谷中）	五 山武郡横芝光町の一部（原方、宮川（山武郡横芝光町道G一四号線の以東の区域に限る。））及び谷中）	

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八